

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号				
雇用契約等により本来想定される年間収入				円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月	から
	令和	年	月	まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）				円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

<本書をご記入いただく事業主様へ>

- ・本書の【被扶養者を雇う事業主の記載欄】へご記入いただき、被扶養者へお渡しください。
- ・本書の「人手不足による労働時間延長等が行われた期間」欄は、年単位で証明してください。

<本書をTOTO健康保険組合へ提出する際のご留意点>

本書へ下記書類のいずれか1つを添付してください。※必須

- ・「雇用契約書」写し
- ・「労働条件通知書」写し

●「一時的な収入増加」として認められるケースについて

- ・他の従業員の退職により対象者の業務量が増加した
- ・他の従業員の休職により対象者の業務量が増加した
- ・事業所の受注好調により事業所全体の業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により事業所全体の業務量が増加した 等

※基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き、収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

※あくまでも事業主都合による一時的な収入増加が対象となるため、事業主と雇用関係にないフリーランスや自営業者の自業収入は対象となりません。給与収入のみ対象です。

●本書のご提出について

2023年10月20日以降の「被扶養者の申請」および、2024・2025年度実施予定の「健康保険被扶養者資格調査（毎年1回実施）」において、上記に該当される方は、他の提出書類に追加して本書をご提出いただくこととなります。

※証明書入手前に退職することとなった場合は、退職時に入手し、保管しておいてください。

●本書による認定について

- ・全ての提出書類を確認の上、総合的に判断いたします。
- ・この認定については、同一の方に対して連続2回（2年）までを上限としております。「被扶養者の申請」および「健康保険被扶養者資格調査（毎年1回実施）」を1回と数えます。